

秋田県建設部建設政策課関係補助金等交付要綱

秋田県建設部建設政策課が交付する補助金等については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1 秋田県建設部建設政策課関係補助金等（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金等の率又は額、それぞれの補助事業等を実施する者（以下「補助事業者」という。）及び交付申請書等の提出期限等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- （1） 国税及び地方税に滞納がある者。
- （2） 秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係である者。
- （3） 補助金等交付申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申し立てがなされている者。

（補助金等交付申請書）

第2 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 事業実施計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）

3 補助金等の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金等交付の条件等）

第3 補助金等の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- （1） 補助金等を目的以外に使用しないこと。

- (2) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 総事業費の20%を超える増減がある場合
 - イ 補助金等所要額が交付決定額を超える場合
 - ウ 補助金等所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合
 - エ 補助事業等中止し、又は廃止する場合
- (3) 次に掲げる場合はあらかじめ建設政策課長の承認を受けること。
 - ア 補助事業等の内容を変更する場合（前号に該当する場合を除く）
 - イ 補助対象事業費のうち、人件費（報酬を含む）と物件費の割合に20%を超える変更がある場合
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は、事業の遂行が困難になったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金等の補助対象経費を重複して、国、県、市町村の他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (6) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- (7) 本要綱第2第3項ただし書きに該当する補助事業者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、この補助金等に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならないこと。

2 前項（2）の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

3 第1項（3）の規定による建設政策課長の承認の申請は、補助事業等変更承認申請書（様式第6号）によるものとし、申請に対する補助事業等変更承認の通知は、補助事業等変更承認書（様式第7号）によるものとする。

4 第1項（4）の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第8号）によるものとする。

5 第1項（7）の規定による知事への報告を行うときは、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）によるものとする。

（交付決定通知等）

第4 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第10号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更（取消）書（様式第11号）によるものとする。

（状況報告）

第5 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第12号）により、9月30日までの遂行状況を10月10日

までに提出するものとする。ただし、本要綱第 12 に該当する場合は、この限りでない。

(実績報告)

第 6 補助事業者は、補助事業等が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は別表第 1 に定める提出期限のいずれか早い日までに、財務規則第 255 条に規定する補助事業等実績報告書を、様式第 13 号により知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書（様式第 14 号）

(2) 収支精算書（様式第 15 号）

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第 7 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずる。

2 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金等の支払)

第 8 補助金等は前条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助事業等の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、財務規則第 258 条の規定により概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の支払を受けようとするときは、補助金等の請求書に、請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

3 財務規則第 258 条第 2 項、第 3 項の規定により概算払をすることができる補助金等の種類及び限度額等は別表第 2 に定めるとおりとし、補助金等の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払申請書（様式第 16 号）に請求書を添えて提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 9 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（消費税法第 60 条第 4 項の規定の適用により当該金額が 0 円となった場合を含む。ただし、補助対象経費が人件費（非課税）を除く。）を本要綱第 3 第 5 項で定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第 7 第 2 項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助金の経理等)

第 10 補助事業者は、補助金等に係る経理について、収支の事実に関する証拠書

類を整理し、これらの書類を補助事業等が完了した日が属する年度から、5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

- 第11 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第3に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。
- 2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第17号）によるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）のいずれか高い金額に、補助率（補助金等交付額が事業費に占める割合その他の適切な比率）を乗じて得た額の納付を命じることができる。
- 4 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による財産処分の場合は、適用しない。
- 5 すでに終了した事業において取得した財産の処分については、なお従前の例による。

(手続きの一部省略)

- 第12 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金等は、別表第4に定めるとおりとする。ただし、知事から要求があった場合には、この限りでない。

(要領への委任)

- 第13 この要綱の施行に関し別に定める事項がある場合は、要領で定める。

附 則（令和8年4月1日建政一12）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 建設産業人材確保対策加速化支援事業費補助金交付要綱（平成30年4月11日建政一76。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による廃止前に旧要綱の規定に基づいて交付決定がなされた補助金については、旧要綱第9条及び第10条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

補助金等交付申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

氏 名

年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等申請額 _____ 円

3 補助事業等の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

注 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は、別紙により添付のこと。

事業実施計画書

1 事業計画

事業名	事業期間	事業目的・内容・期待される効果
		<p>目 的</p> <p>内 容</p> <p>期待される効果</p>

2 経費配分

(単位：円)

事業名	費目	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 申請額	備 考 (積算内訳)
計					

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
計					

交付条件等変更承認申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令建政一 で交付決定を受けた補助金等の交付条件等について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____円

3 補助事業等変更申請額 _____円

4 変更を受けたい理由

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令建政一 で交付決定を受けた補助事業等を
中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 中止（廃止）する部分

4 中止（廃止）する理由

注 不要部分は省略することができる。

補助事業等変更承認申請書

年 月 日

建設政策課長 宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令建政一 で交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 変更の理由

3 変更の内容

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等変更承認書

年 月 日

(補助事業者) 様

秋田県建設政策課長

年 月 日付け指令建政一 をもって通知した補助事業等について、秋田県建設部建設政策課関係補助金等交付要綱第3第3項の規定により通知します。

1 変更する補助金等の名称

2 変更の理由

3 変更の内容

4 変更による新たな条件

補助事業等実施状況報告書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令建政一 により交付決定を受けた補助事業等が実施期間内に完了（遂行）が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等交付決定額 _____ 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由
(事業遂行状況)

注 不要部分は省略することができる。

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令建政一 により交付決定を受けた補助事業等について、補助金等に係る消費税等仕入控除税額が次のとおり確定したので報告します。

1 補助金等の確定額 _____ 円

2 消費税等相当額の返還の要否 返還が必要 ・ 返還が不要
理 由

例：消費税法第60条第4項の規定（特定収入が5%超の特例）に基づき、当期の仕入税額控除について特定収入による調整計算を行った結果、本補助金に係る仕入税額については全額が控除対象外となり、仕入税額控除を受けずに確定申告を行ったため。

または、補助対象経費が直接雇用している人件費（非課税仕入れ）のため

3 返還対象となる場合の消費税等の申告により確定した補助金に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額） _____ 円

注 補助対象経費について、課税売上に要する課税仕入として受けた仕入控除税額が返還対象。金額が0円の場合を含む。

4 添付資料

- ・ 3の金額の積算内訳となる書類（消費税等の確定申告書の写し、付票3-1（または付票3-2）の写し）
- ・ その他参考となる書類

補助金等交付決定通知書

指令建政一
年 月 日

(補助事業者) 様

秋田県知事

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付決定することに決定しましたので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 補助金等決定額 _____ 円

内 訳

(単位：円)

補助対象事業	総事業費	補助金等		自己負担
		国庫	県費	

2 補助事業の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更（取消）書

指令建政一
年 月 日

（補助事業者） 様

秋田県知事

年 月 日指令建政一 をもって通知した補助金の交付決定を次のとおり変更（取消し）することに決定しましたので、秋田県財務規則（252条、256条）の規定により通知します。

- 1 変更（取消し）する補助金等の名称
- 2 変更（取消し）の内容
- 3 変更（取消し）の理由
- 4 変更（取消し）による新たな条件

補助金等決定額

（単位：円）

事 項	総事業費	補助金等	内 訳	
			国 庫	県 費
変 更 前				
変 更 後				

注 不要部分は省略することができる。

額の確定による変更にあつては、根拠条項を第256条とする

補助事業等遂行状況報告書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令建政一 で補助金等交付決定通知のあった
補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 実 施 状 況

(単位：円)

補 助 事業名	事 業 量	事 業 費	補助金等決 定(受領)額	進捗率	事業年月日	備 考
	【年間計画】			%	【着手】	
	【 月 日現在実施状況】				【完了予定】	

補助事業等実績報告書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所

氏 名

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等決定額 _____ 円
- 3 補助金等実績額 _____ 円
- 4 差引増減額 _____ 円
- 5 交付決定年月日 _____ 年 月 日
- 6 交付決定通知書指令番号 指令建政一
- 7 補助事業等終了年月日 _____ 年 月 日

注 補助事業等の事業実績書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

事業実績書

1 事業計画

事業名	事業期間	事業内容（具体的に）

2 経費配分

（単位：円）

事業名	費目	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 所要額	備考 (積算内訳)
計					

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
計					

補助金等概算払申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令建政一 により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますので、補助金等の概算払を受けたく申請します。

1 補助金等の名称

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 補助金等決定額 _____ 円

4 既 受 領 額 _____ 円

5 今 回 請 求 額 _____ 円

6 概算払申請理由

取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所

氏 名

補助事業等により取得した（効用の増加）した財産を、次のとおり目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等実施年度

3 財産の制限期間

年 月 日～ 年 月 日

4 目的外処分内容及び理由

注 4の目的外処分の内容及び理由については、補助金交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付の場合に分けて記載すること。

別表第1

建設政策課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
建設産業人材確保対策加速化支援補助金	県内の建設産業団体が実施する建設産業従事者の離職防止・定着促進に向けた取組、技術者・技能工等の育成及び建設産業に従事する女性の活躍促進等を支援し、もって県内建設産業における人材の確保及びイメージ向上を図る。	建設産業人材確保対策加速化支援事業	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ500,000円以内	別に定める事業者	別に定める日	事業完了後15日以内又は3月30日のいずれか早い日	建設政策課 企画・建設産業 振興チーム
外国人技能職定着促進事業費補助金	県内建設産業における深刻な担い手不足に対応するため、技能実習の修了を見据えた段階において、県内での継続就労の促進に必要な建設企業等の追加的な人的調整を支援し、もって外国人材の県内建設業への定着および優秀な人材の確保を図る。	外国人技能職定着促進事業	別に定める経費	補助対象経費の1/3以内、かつ120,000円以内	別に定める事業者	別に定める日	事業完了後15日以内又は2月24日のいずれか早い日	建設政策課 企画・建設産業 振興チーム
建設産業イメージアップ推進事業費補助金	デジタルコンテンツを活用したイベントの開催により、高校生等の建設産業に対する職業イメージの向上及び県内建設産業への就職促進を図る。	建設産業イメージアップ推進事業	別に定める経費	補助対象経費の10/10以内、かつ5,000,000円以内	別に定める事業者	別に定める日	事業完了後15日以内又は2月14日のいずれか早い日	建設政策課 企画・建設産業 振興チーム

別表第2

概算払することができる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払する率 又は額
建設産業人材確保 対策加速化支援補 助金	建設産業人材確保対策 加速化支援事業	別に定める事業者	交付決定額の 10/10 以内
外国人技能職定着 促進事業費補助金	外国人技能職定着促進 事業	別に定める事業者	交付決定額の 10/10 以内
建設産業イメージ アップ推進事業費 補助金	建設産業イメージアッ プ推進事業	別に定める事業者	交付決定額の 10/10 以内

別表第3

処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	対 象	制限期間
建設産業人材確保対策 加速化支援補助金	取得原価又は効用の 増加価格が50万円以 上の財産	備品・機械装置、無形 固定資産	減価償却資産の耐用年 数等に関する省令（昭 和40年3月31日大蔵 省令第15号）に定め る期間（制限期間が 10年を超える対象に ついては、10年を限 度とする）
外国人技能職定着促進 事業費補助金	取得原価又は効用の 増加価格が50万円以 上の財産	備品・機械装置、無形 固定資産	減価償却資産の耐用年 数等に関する省令（昭 和40年3月31日大蔵 省令第15号）に定め る期間（制限期間が 10年を超える対象に ついては、10年を限 度とする）
建設産業イメージアッ プ推進事業費補助金	取得原価又は効用の 増加価格が50万円以 上の財産	備品・機械装置、無形 固定資産	減価償却資産の耐用年 数等に関する省令（昭 和40年3月31日大蔵 省令第15号）に定め る期間（制限期間が 10年を超える対象に ついては、10年を限 度とする）

別表第4

手続の一部を省略できる補助金等

補助金等の名称	手続を省略できる書類
建設産業人材確保対策加速化支援補助金	補助事業等遂行状況報告書
外国人技能職定着促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
建設産業イメージアップ推進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書